

新潟市区役所間における戸籍事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、新潟市の区役所間における戸籍事務を迅速かつ円滑に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

2 他区管理の戸籍に関する証明発行

証明発行に従事する職員は、証明発行業務に限り他の区の区民生活課（中央区にあっては窓口サービス課）において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとし、他区管理の戸籍に関する証明発行を行う。

磁気ディスク化された証明書の発行については次に掲げるとおりとする。

ア 各区端末から該当区を指定して検索、出力する。この場合、証明書の発行箇所が特定できるような措置を講ずる。

イ 証明書を出力した場合、発行履歴を自動的に記録し、一定期間保存する。

3 証明発行以外における他区戸籍情報の利用

戸籍事務処理上必要とする場合に限り、他区戸籍データ又は届書入力データの参照・複写を行うことができるものとする。

(1) 他区戸籍データ又は届書入力データの参照・複写

ア 市内他区戸籍データへのアクセスは、他区戸籍証明発行の取扱いによる公用請求とする。

イ 市内各区ごとに専用の中間ファイルを設け、市内他区戸籍データの参照・複写は、このファイルを通じて行う。

ウ 中間ファイルに複写された市内他区戸籍データは、一定の期間ごとに中間ファイルから自動消去する。

エ 市内他区戸籍データの利用は、中間ファイルへ複写された戸籍データのみ可能なものとし、システム上市内他区戸籍データの内容を更新することはできない機能を確保する。

(2) 戸籍届出時の審査，届書入力，移記事項入力

ア 戸籍届出の審査，届書入力，移記事項入力において、他区戸籍データを利用する場合は、「届書審査公用請求」により必ず当該戸籍の公用請求を行い、中間ファイルに複写されているデータのみを利用する。

イ 「届書審査公用請求」により、市内他区戸籍の公用請求（及び中間ファイルへの複写）を行った場合も、他区の戸籍証明を発行した場合と同様に発行履歴を記録する。

ウ 入力時において戸籍データを検索する際に、検索対象として中間ファイルに複写された市内他区戸籍データの選択も可能な機能とし、この選択を行った場合に限り、市内他区戸籍データを自区戸籍データと同様に入力のために利用（参照複写）できる。

エ この取扱いにより、市内他区戸籍を公用請求し、データを利用することについては、あくまで戸籍事務処理のために行うものとし、届出人に対しては、従来どおり戸籍法第 35 条に基づき、移記すべき事項を届出に記載（又は、これに代えて戸籍謄抄本を添付）することを求めることができる。

(3) 市内他区受理の届書の送付を受けた場合における入力

ア 市内他区受理の届書に基づく入力は、届書を受理した区から送信された届

書入力情報を利用して行うことができる。

イ アの場合は、届書入力送受信のため各区ごとに専用の中間ファイルを設け、参照複写はこのファイルを通じて行う。

ウ 受理区では届書入力完了（決裁が完了し、届書入力が確定した状態になった）後、届書情報の送信を行う。

エ 届書の送付を受けた区（届書情報の受信区）において、この届書に基づく入力を行う際には、中間ファイルに送信された届書情報を利用することができる。

オ 届書入力画面において、「届書参照」を選択し、中間ファイルにある市内他区届書情報の中から該当するものを選択すると、受理区の届書情報が複写されるものとする。なお、送付を受けた区で入力すべき項目（送付を受けた日付等）は、別途入力を行う。また、送付を受けた区の本籍人については、自区戸籍データを検索して入力する。（届書情報を複写することができる項目は、自区の本籍人に関する項目以外に限定する。）

カ 本機能は、入力支援機能と位置づけ、届書入力に際しては、複写データのみにも頼ることなく、職員が送付された届書に基づき入力内容の最終確認を必ず行う。

4 届書の送付

(1) 他区に関する戸籍届を受理した場合は、届書及び戸籍謄本等に戸籍届送達確認書を添えて関係区に連絡便により送達するものとする。送達の際、移記入力（照合）のために必要な自区の戸籍記載資料（戸籍事務専用）を添付する。

なお、必要に応じ他区戸籍についても戸籍記録事項証明書の写しを戸籍記載資料として添付する。

(2) 送達を受けた区は、届書及び戸籍謄本等と戸籍届送達確認書とを照合し、戸籍届送達確認書に受領印を押印し返送する。

(3) 不受理申出書・取り下げ書についても同様の取扱いとする。

5 斎場利用許可書の交付

(1) 開庁時については、全市の斎場の利用許可書を発行する。

(2) 閉庁時においては、自区内の斎場の利用許可を発行するものとし、他区斎場については、利用予約の確認ができた場合のみ発行する。

6 手数料免除

新潟市手数料条例第4条第4号に基づき新潟市内の他区への転籍・分籍に添付する戸籍全部事項証明（戸籍謄本）の交付手数料については免除する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月14日から施行する